

桐生市介護予防・日常生活支援事業 Q&A 4

* 現時点での桐生市の考えを示すものです。(H28. 2. 26 時点)

問 1 要支援者の平成 28 年 3 月 31 日に認定切れの被保険者について、平成 28 年 4 月 1 日からサービス開始であれば、総合事業利用者の基本チェックリストは 4 月 1 日に行うのでいいですか。

(答)

4 月 1 日からサービスを利用する被保険者の介護予防ケアプランは、3 月中に作成するものであるため、3 月末切れの人は平成 29 年 3 月末まで予防給付となります。よって、3 月中にプランを作成し、サービス担当者会議を開催してください。

問 2 3 月末に認定が切れる被保険者で、4 月 1 日までに認定が出ない場合、サービス利用はどうなりますか。暫定プランで利用可能ですか。

(答)

暫定プランで利用可能です。

問 3 3 月 1 日付で変更申請をかけている人が 3 月中に要支援の認定が出た場合、予防給付で利用継続は可能ですか。

(答)

利用の継続ができます。

問 4 3 月の途中で変更申請した場合、総合事業に移行するのはいつからになりますか。

(答)

変更申請の結果、要支援 1 又は 2 となった場合、変更申請日から予防給付となり、次の更新時から総合事業に移行となります。

問 5 4 月 1 日に変更申請して要支援 1 から 2 になった場合、総合事業の開始となるのか。開始になったら、月途中で予防給付から総合事業に変更になるのか。

(答)

そもそも要支援は総合事業の対象です。4 月 1 日から総合事業となります。申請日から総合事業対象となります。

(次ページに続く)

問 6 月途中で変更申請をして、要支援から要介護になった場合、請求はどうしたらいいのか。

(答)

日割り計算となります。

問 7 4月30日に認定が切れる場合、末日までに認定があり、4月中に介護予防ケアマネジメントを行い、5月からサービス利用が開始されるが、総合事業も同じ流れですか。

(答)

同じ流れとなります。

問 8 負担割合証は、事業対象者にも発行されるのか。

(答)

事業対象者にも負担割合証は発行されます。

問 9 総合事業のみ利用していた被保険者が予防給付を受けるようになった場合、プランは既存のものに追加したサービスのみ介護予防サービス計画の作成でいいのか。

(答)

プランは、総合事業（訪問介護・通所介護）のサービスも入れた介護予防サービス計画を作成してください。

問 10 介護保険と障害者サービスを併用されている被保険者についての対応は、今までどおりでいいのか。

(答)

今までどおりとなります。

問 11 評価票は、総合事業と介護予防サービスと別々にするのか。

(答)

一つの用紙で評価してください。

